

ID: 48

担当部署: 教育委員会 社会教育課

処分の概要	利用券の交付		
例規名 根拠条項	聖籠町立図書館設置条例施行規則 第12条第2項		
例規番号	平成元年 教育委員会規則第5号		
<p>【根拠条文】 (貸出し対象者及び手続)</p> <p>第十二条 図書館の館外貸出しを受けることができる者は本町に居住し、又は通勤若しくは通学している者並びに新潟市及び新発田市に居住している者とする。ただし、館長が必要と認められた者については、この限りではない。</p> <p>2 図書館の館外貸出しを受けようとする者は、あらかじめ、館外利用申込書(別記第一号様式)を提出して、利用券(別記第二号様式)の交付を受け、これにより申し込まなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日